

今年は早くから猛暑ですが、皆様お元気ですか？

## 労務協会からのお知らせ

### ★社会保険・雇用保険の被保険者になる従業員

#### ・社会保険

社会保険に加入する事業所で「常用的に使用される」従業員は社会保険の被保険者になります。

パートタイマーが「常用的に使用される」従業員かどうかは、①勤務時間と②勤務日数で、それぞれ一般社員の4分の3以上であれば被保険者に該当します。ただし、この判断は就労の形態・内容を総合的に考えてされます。

ただし、以下の方は適用除外です。

- 日々雇入れられる人（1ヶ月を超えて引き続き使用されるようになった場合はその日から被保険者に該当します）
- 2ヶ月以内の期間を定めて使用される人（所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合はその日から被保険者に該当します）
- 季節的業務（4ヶ月以内）に使用される人（継続して4ヶ月を越える予定で使用される場合は当初から被保険者に該当します）
- 臨時的事業の事業所（6ヶ月以内）に使用される人（継続して6ヶ月を越える予定で使用される場合は当初から被保険者に該当します）
- 厚生年金は70歳以上の人

#### ・雇用保険

雇用保険に加入する事業所に雇用される従業員は原則として被保険者となります。

1週間の所定労働時間が30時間未満のパートタイマーについては、

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ② 1年以上雇用見込があること

を満たす場合に被保険者となります。

また、65歳以上で入社する方については被保険者となりません。

なお、社会保険・雇用保険とも試用期間を設ける場合でもその期間から加入となります。

社会保険・雇用保険は強制加入ですので、上記に該当しまだ被保険者となる手続（取得届）をしていない従業員がいらっしゃいましたら、労務協会までご連絡ください。

### ★熱中症にご注意を！！

この時期多発しています。こまめな水分補給をするなど職場に応じた予防策をお勧めします。

<編集後記>先日読んだ『CEO LOGIC』という本で、「採用面接時の質問項目」を挙げていましたので引用してみます。①能力、過去の経験、前職の職責、主な業績②前職での業績評価③学歴と資格④仕事以外での成功歴⑤非雇用期間や履歴書の矛盾⑥頻繁な転職⑦前職を辞めた理由⑧長所と短所、好み⑨前職での上司⑩自己評価とキャリア目標⑪解決済みあるいは未解決の問題の有無⑫他社面接の有無⑬給料の変遷と条件⑭余技や趣味⑮業界、会社、製品の知識⑯出張の可否。最近、世の中が個人主義・ドライになったせいも、採用時にいろいろのことを質問しにくいかもしれません。しかし、採用者のことを良く知ることにより、採用の是非の判断はもちろん、例えばその方の採用後の活用や能力開発の方向性が分かったり、新しいビジネスチャンスのヒントを得たりすることがあります。 (一ノ宮 俊人)